

令和5年度

監 査 年 報

令和6年9月

 茅ヶ崎市監査委員

はじめに

本市では、茅ヶ崎市監査委員条例第1条の規定により3名の監査委員が選任され、行政の公正と能率を確保することを目的として、地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、例月出納検査及び決算審査等を行っています。

各監査の状況としては、定期監査では、予算の執行及び所管業務等財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として事務事業を抽出して行いました。令和5年度は、5月から6年1月までの間に11部局19課かいを対象として定期監査を実施しました。対象部局が異なるので単純な比較はできませんが、5年度の指摘事項は15件で、4年度の14件に比べ1件増加しました。

また、学校の定期監査では、予算の執行事務が適正に執行されているかを主眼として、10月から6年2月までの間に小学校10校、中学校6校を対象として監査を実施しました。そのうち小学校5校、中学校3校において、薬品、備品、消耗品及び学校施設の管理状況に係る実地監査を実施しました。5年度の指摘事項は22件（うち嚴重注意3件）で、4年度の16件に比べ6件増加しました。このほか、補助金交付団体等を対象とした財政援助団体等監査を実施し、5年度は8件（うち嚴重注意2件）の指摘事項がありました。

例月出納検査では、各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預貯金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施した結果、いずれも計数的に正確なものと認められました。

財務事務に関しては、職員一人一人が法令等を遵守し、的確・適正に事務の執行に努められるよう、チェック体制の強化と研修の継続、充実が求められます。

この度、令和5年度における監査の実施状況及び監査の結果等を取りまとめ、「監査年報」を作成しましたので、本市の監査の現況を理解する一助として参考にしていただければ幸いです。

令和6年9月

茅ヶ崎市監査委員

目 次

◇ 監査の概要

1 監査の結果	・・・・・・・・・・	4
2 監査の観点	・・・・・・・・・・	4
3 監査の実施状況	・・・・・・・・・・	4

◇ 令和5年度の監査結果

1 定期監査	・・・・・・・・・・	8
2 定期監査（学校）	・・・・・・・・・・	30
3 財政援助団体等監査	・・・・・・・・・・	39
4 例月出納検査	・・・・・・・・・・	45
5 住民監査請求	・・・・・・・・・・	57
6 決算審査	・・・・・・・・・・	58
7 健全化判断比率等審査	・・・・・・・・・・	62

※ 決算審査については、本年報の発行日直前の決算審査の内容を記載しております。実施年度は令和6年度となります。

◇ 監査の概要

1 監査の結果

令和5年度に実施した監査の結果は、次のとおりです。

定期監査	指摘事項なし	9課	指摘事項あり	10課
定期監査（学校）	指摘事項なし	6校	指摘事項あり	10校
財政援助団体等監査	指摘事項あり	8件		
例月出納検査	指摘事項なし			
決算審査	指摘事項なし			
健全化判断比率等審査	指摘事項なし			

2 監査の観点

監査委員の監査は、茅ヶ崎市監査委員監査基準第1条に定められ、市の事務の管理及び執行等について、法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資することを目的に監査計画に則って実施するものです。

令和5年度は、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する事務事業の執行について、公正・公平で、かつ合理的・効率的に運営されているかを監査するとともに、違法性の指摘だけでなく、再発防止の指導に重点を置いた監査を実施しました。

また、監査に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意しました。

3 監査の実施状況

各監査の実施状況は、次のとおりです。

(1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施しました。対象部課かいは、原則隔年とし、対象年度は令和4年度分としました。

【対象部局・期間】

企画政策部、文化スポーツ部 5/1～6/30

総合政策課、行政改革推進課、デジタル推進課、多様性社会推進課

こども育成部、都市部 9/1～10/30

こども育成相談課、都市計画課、建築指導課、開発審査課

経営総務部、市民部 10/2～11/27

行政総務課、文書法務課、小出支所

くらし安心部、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局 11/1～12/27

防災対策課、安全対策課、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

福祉部、下水道河川部 12/1～1/31

生活支援課、下水道河川総務課、下水道河川建設課、下水道河川管理課

(2) 定期監査（学校）（法第199条第4項）

小学校、中学校の予算の執行及び収入・支出事務は、対象年度を令和4年度分とし、10月～2月に実施しました。

対象は、次の16校です。

小学校 10校・・・茅ヶ崎小、西浜小、小出小、梅田小、香川小、
柳島小、円蔵小、東海岸小、緑が浜小、汐見台小

中学校 6校・・・松林中、松浪中、鶴が台中、浜須賀中、中島中、
円蔵中

(3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

財政的援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせているものに対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効果的に行われているかの監査を実施しました。

対象年度は、令和4年度分としました。

- ア 財政援助団体に係るもの
まちちから協議会連絡会補助金
- イ 出資団体に係るもの
茅ヶ崎市土地開発公社

(4) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業出納員の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかの検査をしました。

(5) 住民監査請求（法第242条）

公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法または不当であると住民が認めるときに、このことを証する書面を添えて監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求するもので、令和5年度は1件の請求がありました。

(6) 決算審査（法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかの審査を実施しました。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかの審査を実施しました。

◇令和5年度の監査結果

1 定期監査

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年7月7日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

企画政策部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年6月30日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 総合政策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 行政改革推進課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) デジタル推進課

〈保健所設置機器の賃貸借及び保守業務の再リース（令和4年4月プリンタ8台） 外1件〉

1 保健所設置機器の賃貸借及び保守業務の再リース（令和4年4月プリンタ8台）

2 連続帳票裁断機の賃貸借及び保守業務の再リース（令和4年度分）

以上2件について、茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、7日以内に契約を締結していませんでした。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

文化スポーツ部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年6月30日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

多様性社会推進課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年11月2日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

こども育成部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年10月30日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

こども育成相談課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

都市部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年10月30日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 都市計画課

〈都市計画概要図等広告〉

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印を

行い、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、都市計画概要図等広告は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

(2) 建築指導課

〈普及啓発リーフレット作成〉

普及啓発リーフレット作成について、見積書に不備がありました。

〈木造住宅耐震診断事業補助金 外2件〉

- 1 木造住宅耐震診断事業補助金
- 2 木造住宅耐震補強事業補助金
- 3 危険ブロック塀等の撤去費補助金

以上3件の補助金について、茅ヶ崎市都市部建築指導課所管に係る補助金交付要綱に定める期日までに交付されていないものがありました。

(3) 開発審査課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年11月30日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

経営総務部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年11月27日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 行政総務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 文書法務課

〈委任契約の事務〉

委任契約の事務について、随意契約理由書が作成されていませんでした。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

市民部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年11月27日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

小出支所

〈飲料用自動販売機貸付料（斎場）〉

飲料用自動販売機貸付料（斎場）の貸付料について、契約書に定める納入期限までに納付されていませんでした。

茅ヶ崎市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年12月28日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

くらし安心部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年12月27日（水）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 防災対策課

〈全国瞬時警報システム用ファイアウォール更新業務委託 外1件〉

- 1 全国瞬時警報システム用ファイアウォール更新業務委託
- 2 電子複写機賃貸借（再リース）

以上2件について、茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、7日以内に契約を締結していませんでした。

〈コミュニティ助成事業補助金〉

コミュニティ助成事業補助金は、茅ヶ崎市市民安全部防災対策課所管に係る補助金交付要綱に定められている収支予算書、事業計画書が提出期限までに提出されていませんでした。

(2) 安全対策課

〈保管自転車等売却処分委託契約〉

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印を行い、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、保管自転車等売却処分委託契約は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

選挙管理委員会事務局

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年12月27日（水）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

選挙管理委員会事務局

〈会計年度任用職員の報酬〉

会計年度任用職員の報酬について、9名の時間外勤務手当に相当する額の計算に誤りがありました。

〈令和4年茅ヶ崎市長選挙に係る投・開票所物品運搬撤収業務委託〉

令和4年茅ヶ崎市長選挙に係る投・開票所物品運搬撤収業務委託について、茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印を行い、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。また、電子契約の手続きに不備がありました。

〈第26回参議院議員通常選挙に係る投・開票所物品運搬撤収業務委託〉

第26回参議院議員通常選挙に係る投・開票所物品運搬撤収業務委託について、電子契約の手続きに不備がありました。

〈令和4年茅ヶ崎市長選挙に係るポスター掲示場設置・撤去業務委託〉

令和4年茅ヶ崎市長選挙に係るポスター掲示場設置・撤去業務委託について、随意契約理由書が作成されていませんでした。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

農業委員会事務局

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年12月27日（水）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

農業委員会事務局

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年2月2日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

福祉部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和6年1月31日（水）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

生活支援課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

下水道河川部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和6年1月31日（水）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 下水道河川総務課

〈下水道だより広告掲載料〉

下水道だより広告掲載取扱要綱第10条では「広告の掲載を受ける者は、茅ヶ崎市長を受注者とし、広告主を発注者とする双務契約を締結するものとする」と

規定していますが、下水道日より広告掲載料は契約を締結していませんでした。

(2) 下水道河川建設課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 下水道河川管理課

〈市内排水路除草作業委託 外 2 件〉

- 1 市内排水路除草作業委託
- 2 駒寄川美化活動業務委託
- 3 柳島ポンプ場除草作業委託

以上 3 件について、1 者による随意契約ですが、随意契約理由書の決裁日以前に見積依頼の文書を発送していました。

2 定期監査（学校）

茅ヶ崎市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年2月14日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査（学校））

2 監査対象の学校

(1) 小学校

茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校

同 西 浜小学校

同 小 出小学校

同 梅 田小学校

同 香 川小学校

同 柳 島小学校

同 円 蔵小学校

同 東海岸小学校

同 緑が浜小学校

同 汐見台小学校

(2) 中学校

茅ヶ崎市立松 林中学校

同 松 浪中学校

同 鶴が台中学校

同 浜須賀中学校

同 中 島中学校

同 円 蔵中学校

3 監査の期間

令和5年10月13日から令和6年2月9日まで

4 監査を行った監査委員

監査委員 森 誠一

同 成田 博隆

同 伊藤 素明

5 監査の方法

この監査は、令和4年度の再配当予算の執行及び令和5年度における所管の業務が適正・効率的に執行、管理されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

6 監査の対象項目

- (1) 再配当予算の執行に関する事務
- (2) 薬品の管理に関する事務
- (3) 消耗品の管理に関する事務
- (4) 備品の管理に関する事務
- (5) 施設の管理に関する事務

※(2)(3)(4)(5)においては、茅ヶ崎小学校、西浜小学校、小出小学校、梅田小学校、香川小学校、松林中学校、松浪中学校、鶴が台中学校において実施しました。

7 監査の結果

今年度対象となった小学校と中学校における定期監査の結果、再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていましたが、事務処理及び所管業務の適正化に向けてより一層の努力をしてください。

8 各学校の監査結果

(1) 小学校

ア 茅ヶ崎小学校

- (ア) 学校管理費（施設整備補修費）の修繕料で令和4年11月17日に起票された支出負担行為書起票番号7に添付されている見積書は、代表者の役職名及び氏名が記載されていませんでした。
- (イ) 劇物指定薬品を保管する薬品庫に「劇物」の表示がありませんでした。
- (ウ) キュービクルの鍵が開きませんでした。

イ 西浜小学校

リクライニング式長イス（類別11、備品番号132、令和5年3月16日

購入)は、備品台帳が作成されておらず、備品整理票も貼付されていませんでした。

ウ 小出小学校

- (ア) メタノール (500ml ガラス瓶) を保管する薬品庫に「劇物」及び「危険物」の表示がありませんでした。
- (イ) 1元両袖デスク型放送設備 (類別13、備品番号267、平成10年3月9日購入)は、備品整理票が貼付されていませんでした。

エ 梅田小学校

- (ア) 学校管理費 (一般管理経費) の燃料費で令和4年7月21日に起票された支出負担行為書起票番号5は、支出負担行為書 (更正伝票) の首標金額が記載されていませんでした。
- (イ) 学校管理費 {新型コロナウイルス感染症対策事業費 (繰越分)} の消耗品費で令和4年7月6日に起票された支出負担行為書起票番号14は、予定価格が10万円以上ですが、2者以上から見積書を徴取していませんでした。
- (ウ) 学校管理費 (健康管理経費) の消耗品費で令和4年6月1日に起票された支出負担行為書起票番号2は、定期刊行物の対価を前金払いで支出すべきところ通常払いにより支出されていました。また、全ての商品が納品される前に、支出負担行為書の納品日及び検収日が記入されていました。
- (エ) 低鉄棒 (4連) 及び屋外肋木は、使用禁止措置がされていませんでした。
- (オ) プールの受水槽のフェンスに鍵が設置されていませんでした。

オ 香川小学校

- (ア) 学校管理費 (健康管理経費) の消耗品費で令和5年1月19日に起票された支出負担行為書起票番号24及び令和5年3月24日に起票された支出負担行為書起票番号28に添付されている見積書は、代表者印とは異なる印鑑が訂正印として用いられていました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

- (イ) 学校給食管理費 (学校給食管理運営費) の消耗品費で令和4年4月11日

に起票された支出負担行為書起票番号3に添付されている見積書は、日付が記載されていませんでした。

この事項については、適切な措置を講じてください。

(ウ) 学校給食管理費（学校給食管理運営費）の消耗品費で令和5年2月1日に起票された支出負担行為書起票番号13は、支出負担行為書の金額の根拠となる見積書の日付が令和5年2月8日となっていました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

カ 柳島小学校

教育振興費（総合的な学習関係経費）の消耗品費で令和4年11月29日に起票された支出負担行為書起票番号18に添付されている見積書は、代表者の役職名及び氏名が記載されていませんでした。

キ 円蔵小学校

学校管理費（新型コロナウイルス感染症対策事業費）の消耗品費で令和5年2月15日に起票された支出負担行為書起票番号6は、支出負担行為書（控）の検収日に月日が記入されていませんでした。

ク 東海岸小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ケ 緑が浜小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

コ 汐見台小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

(2) 中学校

ア 松林中学校

(ア) 学校管理費（一般管理経費）の消耗品費で令和4年5月17日に起票された支出負担行為書起票番号27に添付されている見積書は、首標金額に

〒マークが記載されていませんでした。

(イ) チューバ（類別8、備品番号234、平成8年9月6日購入）は、備品整理票が貼付されていませんでした。

(ウ) バasketゴール（移動式）は、使用禁止措置がされていませんでした。

イ 松浪中学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

ウ 鶴が台中学校

(ア) 学校管理費（一般管理経費）の消耗品費で令和4年4月25日に起票された支出負担行為書起票番号22は、支出負担行為の金額の根拠となる見積書の日付が令和4年5月9日となっていました。

(イ) 55インチワイド液晶ディスプレイ（移動式ディスプレイスタンド付）（類別15、備品番号253、令和4年8月30日購入）は、備品整理票が貼付されていませんでした。

エ 浜須賀中学校

学校管理費（一般管理経費）の手数料で令和5年2月21日に起票された支出負担行為書起票番号5及び令和5年3月3日に起票された支出負担行為書起票番号6に添付されている見積書は、代表者の役職名及び氏名が記載されていませんでした。

オ 中島中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

カ 円蔵中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第3号

監査の結果に基づいた措置について市長等から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月28日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

1 監査の結果の報告及び公表日

令和6年2月14日

2 講じた措置の通知日

令和6年2月21日

3 監査結果及び措置状況

監査結果（香川小学校）

（指摘事項1）

学校管理費（健康管理経費）の消耗品費で令和5年1月19日に起票された支出負担行為書起票番号24及び令和5年3月24日に起票された支出負担行為書起票番号28に添付されている見積書は、代表者印とは異なる印鑑が訂正印として用いられていました。

（措置状況1）

御指摘のありました代表者印とは異なる印鑑が訂正印として用いられていた件につきましては、管理職を含めた職員のチェック機能が欠如していたと言わざるを得ません。

今後、同様の誤りを生じさせないために、事業者から見積書を受領した際には、事務職員2人での内容確認を徹底し、内容に誤りがある場合は、事業者に差し替えを依頼するとともに、茅ヶ崎市物品会計規則、茅ヶ崎市財務規則等の根拠例規に基づく適正な事務執行に努めてまいります。

あわせて管理職による事務職員への業務への助言・注意喚起に努めてまいります。

（指摘事項2）

学校給食管理費（学校給食管理運営費）の消耗品費で令和4年4月11日に起票された支出負担行為書起票番号3に添付されている見積書は、日付が記載されていませんでした。

（措置状況2）

御指摘のありました見積書に日付が記載されていなかった件につきましては、前回の定期監査においても指摘されていたにもかかわらず、今回も同様の指摘を受けましたことは管理職を含めた職員のチェック機能が欠如していたと言わざる

を得ません。

今後、同様の誤りを生じさせないために、事業者から見積書を受領した際には、事務職員2人による内容確認を徹底し、茅ヶ崎市物品会計規則、茅ヶ崎市財務規則等の根拠例規に基づく適正な事務執行に努めてまいります。

あわせて管理職による事務職員への業務への助言・注意喚起に努めてまいります。

(指摘事項3)

学校給食管理費（学校給食管理運営費）の消耗品費で令和5年2月1日に起票された支出負担行為書起票番号13は、支出負担行為書の金額の根拠となる見積書の日付が令和5年2月8日となっていました。

(措置状況3)

御指摘のありました見積書の日付が起票された日付と異なっていた件につきましては、前回の定期監査においても指摘されていたにもかかわらず、今回も同様の指摘を受けましたことは管理職を含めた職員のチェック機能が欠如していたと言わざるを得ません。

今後、同様の誤りを生じさせないために、事業者から見積書を受領した際には、事務職員2人による内容確認を徹底し、茅ヶ崎市物品会計規則、茅ヶ崎市財務規則等の根拠例規に基づく適正な事務執行に努めてまいります。

あわせて管理職による事務職員への業務への助言・注意喚起に努めてまいります。

3 財政援助団体等監査

茅ヶ崎市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年3月29日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財政援助団体等監査

2 監査等の対象

(1) 出資団体

茅ヶ崎市土地開発公社

(2) 財政援助団体

まちぢから協議会連絡会補助金

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容

この監査は、令和4年度に執行した出資団体及び財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

5 監査等の日程

令和6年3月28日（木）

6 監査等の結果

財政援助団体の補助金及び出資団体に係る出納その他の事務について、次のとおり指摘すべき事項が見られました。

7 各対象の監査結果

(1) 出資団体

茅ヶ崎市土地開発公社

所管課 資産経営課

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。

出資団体 茅ヶ崎市土地開発公社

指摘事項

<流動資産の振替>

流動資産の振替について、処理手順に誤りがありました。

<借入金契約書>

借入金契約手続きについて、借り入れ申し込みの事務決裁をしていませんでした。

<土地開発公社保有地使用許可決定通知書>

1 土地開発公社保有地使用許可決定通知書（東京電力パワーグリッド（株））

2 土地開発公社保有地使用許可決定通知書（東日本電信電話（株））

以上2件について、茅ヶ崎市土地開発公社所有土地に設置された電柱の貸付料については、茅ヶ崎市道路占用料徴収条例第2条を準用して計算していますが、10円未満の端数を切り捨てずに請求していました。

(2) 財政援助団体

まちぢから協議会連絡会補助金

所管課 市民自治推進課

指摘事項

<補助金の額の確定>

実績報告書に添付された収支決算書において、補助対象事業に係る経費の支出状況が明示されていないにもかかわらず、補助金の額を確定していました。

<補助金の過大交付>

令和4年度決算において、次に掲げる事由により、補助対象経費が過大に算定されており、補助金が過大に交付されました。

1 令和5年3月分の社会保険料の算定に誤りがありました。

2 社会保険料が過大に算定されていました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

財政援助団体 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

指摘事項

<収支決算書>

実績報告書に添付された収支決算書において、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会全体の収支決算書が添付されていましたが、

補助対象事業に係る経費の支出状況が明示されていませんでした。

<源泉徴収社会保険料>

事務局指定職員への給与の支給時に控除する社会保険料において、算定誤りがありました。

<補助対象経費の算定誤り>

令和4年度決算において、次に掲げる事由により、補助対象経費が過大に算定されていました。

- 1 令和5年3月分の社会保険料の算定に誤りがありました。
 - 2 社会保険料が過大に算定されていました。
- この事項については、適切な措置を講じてください。

8 意見・要望

市民自治推進課

まちぢから協議会連絡会補助金については、提出された実績報告書に基づいて補助金の額の確定を行っていましたが、決算額として報告された金額を裏付ける証拠書類の提出を求めておらず、実績報告書の審査が十分に行われているとは言えない状況でした。

今後は、補助金の交付団体から帳簿類、伝票類等の証拠書類の提出を求め、所管課において収支決算及び補助対象経費の実績額が適正なものであるかを十分に精査した上で補助金の額を確定するようにしてください。

茅ヶ崎市監査委員告示第5号

監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり茅ヶ崎市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表します。

令和6年4月30日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

<p style="text-align: center;">監 査 の 結 果 (措置を講じるよう求めた指摘事項)</p>	<p style="text-align: center;">措 置 状 況 等</p>
<p>所管課に対する指摘事項 【市民自治推進課】</p> <p><補助金の過大交付></p> <p>令和4年度決算において、次に掲げる事由により、補助対象経費が過大に算定されており、補助金が過大に交付されていきました。</p> <p>1 令和5年3月分の社会保険料の算定に誤りがありました。</p> <p>2 社会保険料が過大に算定されていきました。</p>	<p>社会保険料の算定誤り及び過大計上については、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会に対し、事務改善を求めるとともに、所管課としても、補助金の実績報告書を受領した際には、金額の正当性について十分に確認してまいります。</p> <p>また、過大に交付された補助金については、正当な補助金額を精査した上で、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会へ返還を求めてまいります。</p>
<p>補助金交付団体に対する指摘事項 【茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会】</p> <p><補助対象経費の算定誤り></p> <p>令和4年度決算において、次に掲げる事由により、補助対象経費が過大に算定されていきました。</p> <p>1 令和5年3月分の社会保険料の算定に誤りがありました。</p> <p>2 社会保険料が過大に算定されていきました。</p>	<p>茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会より、複数人での算定処理を実施するなど事故改善を行うこと、また、過大計上ししまいました社会保険料に相当する補助金については、補助金につきましては、茅ヶ崎市に返還する旨の報告を受けております。</p>

4 例月出納検査

5 茅監第 5 号
令和 5 年 4 月 28 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 5 年 3 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 5 年 4 月 28 日（金）
- 6 監査等の結果
令和 5 年 3 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

5 茅監第 9 号
令和 5 年 6 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 5 年 4 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 5 年 5 月 31 日（水）
- 6 監査等の結果
令和 5 年 4 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

5 茅 監 第 1 7 号
令和 5 年 7 月 3 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 5 年 5 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 5 年 6 月 30 日（金）
- 6 監査等の結果
令和 5 年 5 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

5 茅監第 2 3 号
令和 5 年 8 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 5 年 6 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 5 年 7 月 3 1 日（月）
- 6 監査等の結果
令和 5 年 6 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

5 茅監第32号
令和5年9月1日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和5年7月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和5年8月31日（木）
- 6 監査等の結果
令和5年7月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

5 茅 監 第 3 7 号
令和 5 年 1 0 月 2 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和5年8月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和5年9月29日（金）
- 6 監査等の結果
令和5年8月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 5 年 9 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 5 年 1 0 月 3 0 日（月）
- 6 監査等の結果
令和 5 年 9 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

5 茅監第 5 1 号
令和 5 年 1 2 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 5 年 1 0 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 5 年 1 1 月 2 7 日（月）
- 6 監査等の結果
令和 5 年 1 0 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

5 茅監第 5 9 号
令和 5 年 1 2 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 5 年 1 1 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 5 年 1 2 月 2 7 日（水）
- 6 監査等の結果
令和 5 年 1 1 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 5 年 1 2 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 6 年 1 月 31 日（水）
- 6 監査等の結果
令和 5 年 1 2 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和6年1月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和6年2月27日（火）
- 6 監査等の結果
令和6年1月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

5 茅監第 7 6 号
令和 6 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 監査等の種類
例月出納検査
- 2 監査等の対象
現金出納状況（令和 6 年 2 月分 全会計）
- 3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。
- 4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。
- 5 監査等の日程
令和 6 年 3 月 2 8 日（木）
- 6 監査等の結果
令和 6 年 2 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

（事務担当 監査事務局監査担当）

5 住民監査請求

5 茅監第40号
令和5年10月6日

請求人 XXXXXXXXXX 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

茅ヶ崎市職員措置請求について（通知）

令和5年9月15日付けで提出された「茅ヶ崎市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと認められるため、以下の理由のとおり同条に基づく監査は実施せず却下することに決定しましたので通知します。

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添えて、当該普通地方公共団体の住民が監査委員に対して監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求できる住民監査請求について規定している。

請求人は、令和4年9月16日に市が執行した鶴が台団地及び浜見平団地両自治会への負担金及び賠償金の支出について、私文書偽造の疑いがある資料を支出根拠としていたとし、両自治会に支払った負担金及び賠償金の返還及び適正な再分配を求めることを主張している。しかし、9月15日に請求人が提出した事実証明書では、私文書偽造であることを確認できなかった。また、9月27日付けで発出した補正通知に対しては、請求人が10月2日付けで追加提出した事実証明書においても、私文書が偽造されたことを示す資料はなかった。したがって、本件請求は法第242条に規定する住民監査請求としての要件を満たしていない不適法なものであると判断した。

6 決算審査

6 茅監第 27 号
令和 6 年 8 月 19 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出
決算の審査意見について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに証書類を審査したので別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

- (1) 各会計歳入歳出決算
 - 令和5年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算
 - 同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 同 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - 同 介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 同 公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- (2) 決算附属書類
 - 令和5年度茅ヶ崎市一般会計特別会計決算事項別明細書
 - 同 一般会計特別会計実質収支に関する調書
 - 同 財産に関する調書

2 審査の期間

令和6年7月9日から令和6年8月18日まで

3 審査の方法

各会計歳入歳出決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が法令で定める様式を基準として作成されているかの確認
- (2) 令和5年度の財務関係事務を対象として実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参考にした関係書類の計数照合
- (3) 予算の執行が適正かつ効率的に行われているかの検証
- (4) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と符合し、正確なものと認めます。また、予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認めます。

6 茅監第 28 号
令和 6 年 8 月 19 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

令和 5 年度茅ヶ崎市公営企業会計決算の審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 5 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算及び茅ヶ崎市病院事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

- (1) 令和5年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算
- (2) 令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計決算

2 審査の期間

- (1) 令和5年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算
令和6年6月7日から令和6年8月18日まで
- (2) 令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計決算
令和6年6月7日から令和6年8月18日まで

3 審査の方法

決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が地方公営企業法第30条及び同法施行令第23条の規定に準拠して作成されているかの確認
- (2) 事業の経営成績及び財政状態が関係法令に基づき適正に表示されているかの確認
- (3) 会計処理が正確に行われているかどうかを確認するため、関係諸帳簿等の照合、点検及び関係職員の説明聴取

4 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令の規定に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されています。決算計数は関係諸帳簿と符合し正確なものでした。

7 健全化判断比率等審査

6 茅監第29号
令和6年8月19日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

令和5年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、審査に付された令和5年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

（事務担当 監査事務局監査担当）

1 審査の対象

令和5年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

令和6年7月22日から令和6年8月18日まで

3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された令和5年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていると認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

(単位：%)

区 分	5年度	4年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	—	11.32	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.32	連結実質赤字なし
実質公債費比率	3.9	2.8	25.0	
将来負担比率	16.3	24.7	350.0	

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス14.05%で、早期健全化基準の11.32%を下回っています。

イ 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス31.21%で、早期健全化基準の16.32%を下回っています。

ウ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は3.9%で、前年度の2.8%と比較すると、1.1ポイント上昇し、悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

エ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は16.3%で、前年度の24.7%と比較すると、8.4ポイント下降し、改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

6 茅監第 30 号
令和 6 年 8 月 19 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

令和 5 年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

（事務担当 監査事務局監査担当）

1 審査の対象

令和5年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

2 審査の期間

令和6年7月22日から令和6年8月18日まで

3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和5年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであり、その計数により適正かつ正確に算定されていると認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

(単位：%)

区 分	5年度	4年度	経営健全化基準	備 考
公共下水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
病院事業会計	—	—	20.0	資金不足なし

(2) 個別意見

令和5年度茅ヶ崎市資金不足比率については、公共下水道事業会計、病院事業会計ともに、経営健全化基準の20.0%を下回っており良好な状態にあると認めます。

病院事業会計の経営の健全性を示す経常収支比率は、健全性の水準とされる100%を4年連続で上回っているものの、前年度と比べ9.17ポイント下降しています。令和6年度にスタートする「茅ヶ崎市立病院経営計画」に設定した目標を達成するため、新たに導入した医療機器等を最大限に活用し、経営改善に向けた取組を強化してください。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

